

さいとう淳一郎の日々の街頭演説を、紙上でお伝えしています。

次の世代のために・・・

“子どもや孫たちが帰ってくるまちづくり”を目指して  
栃木県議会議員

さいとう淳一郎街頭演説レター

第 22 号

発行日 平成 26 年 2 月 15 日

発行者 栃木県議会議員

さいとう淳一郎

〒329-2136 矢板市東町 3006-3

## 指定廃棄物最終処分場の候補地選定問題について□

指定廃棄物の各県処理について定めている「特措法の基本方針」では、「指定廃棄物の処理は、排出された都道府県内で行う」と明記されています。

しかし現在、栃木県内で保管されている、高濃度の放射性物質を含む指定廃棄物というのは、本当に「県内で排出された」と言えるのでしょうか？

現在、県内で保管されている指定廃棄物というのは、3年前の3月に発生した福島第一原発事故によって拡散した放射性物質が、はるばる栃木県の空まで飛んできて落下し、県内にあった様々なものとくっついてできた廃棄物です。このような放射性物質は、県内にはもともと存在しませんでした。

にも関わらず「県内で排出された」と表現することで、指定廃棄物の各県処理について定めている「特措法の基本方針」を無理に正当化し、また、東京電力に本来あるはずの「汚染者責任原則」をあいまいにしていないのでしょうか？

「さいとう淳一郎」は「特措法の基本方針」見直しにあたっては、こういった点についても、しっかりと問題提起されるべきだと考えています。

さて、「特措法の基本方針」の根拠法令である特措法、放射性物質汚染対処特措法には、付則第5条において「法施行後3年の見直し」が明記されています。

特措法は平成24年1月1日に本格施行されていますので、平成27年1月1日、来年の1月1日からが、この「法施行後3年の見直し」期間に入ります。

特措法は内閣ではなく、議員立法によって成立した法律でもあります。

そこで「さいとう淳一郎」は、来年の1月1日以降、衆参両院の国会の場において、法律の施行状況について検討を加えてもらい、法改正、さらには「特措法の基本方針」見直しの道筋をつけてもらいたいと考えています。